年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、申立期間①及び③のうち、昭和56年4月、57年6月、57年10月から60年10月までの期間、60年12月から61年3月までの期間、同年11月及び同年12月に係る標準報酬月額の記録については、56年4月、57年6月、57年12月、58年1月、59年9月、60年2月、同年7月、同年8月、61年1月及び同年11月は24万円、57年10月から60年6月までの期間(57年12月、58年1月、59年9月及び60年2月を除く。)は22万円、60年9月及び61年12月は26万円、60年10月、同年12月、61年2月及び同年3月は28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和56年4月、57年6月、57年10月から60年10月までの期間、60年12月から61年3月までの期間、同年11月及び同年12月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月1日から60年11月26日まで

② 昭和60年11月26日から同年12月1日まで

③ 昭和60年12月1日から62年1月16日まで

申立期間①及び③については、標準報酬月額が実際に控除されていた保険料の額より不当に低く記録されている。

また、申立期間②については、継続して同じ事業所に勤務し厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録及び給料明細書から、申立人が継続 してA社に昭和60年11月30日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 60 年 11 月の給料明細書の保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっていること から、当時の事業主に照会したところ、「当時の関係資料は無いが、給与の 締め日が毎月25日であることから昭和60年11月26日を資格喪失日として 届出を行った。」と供述していることから、事業主は当該日を資格喪失日と して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る60年11月分の保険 料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る申立人の 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び③の期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和57年6月、同年12月、59年9月、60年2月、同年7月、同年8月、61年1月及び同年11月は24万円、57年10月から60年6月までの期間(57年12月、58年1月、59年9月及び60年2月を除く。)は22万円、60年10月、同年12月、61年2月及び同年3月は28万円、61年12月は26万円とし、給与明細書において確認できる報酬月額から、56年4月及び58年1月は24万円、60年9月は26万円とし、給与明細書において確認できる報酬月額から、56年4月及び58年1月は24万円、60年9月は26万円とすることが妥当である。

また、昭和55年12月から56年3月までの期間及び61年4月については、申立人が提出した給与明細書により、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められること、56年5月から同年10月までの期間、57年5月及び同年7月から同年9月までの期間については、社会保険庁の記録が事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致していると認められること、56年11月から57年4月までの期間及び61年5月から同年10月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は22万円とされているものの、申

立人は、これら期間については無給であり厚生年金保険料は源泉控除されていなかったと供述していることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間③については、申立人が提出した給与明細書(昭和 61 年 5 月から同年 10 月までの期間を除く。)において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①についても、昭和 55 年 12 月から 57 年 9 月までの期間 (56 年 4 月及び 57 年 6 月を除く。)を除き、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致しておらず、当該期間の事業主と申立期間③の事業主が同一人物であり、申立人は、当該事業主の下で継続して勤務していたとしている。これらの事情から判断すると、申立期間①についても申立期間③と同様の報酬月額の届出が行われていたと推認でき、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、申立人の提出した給与明細書によると、年3回以下の支給が確認できる賞与とみられるものからも厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険法では、申立期間当時、年3回以下の賞与について保険料の賦課対象とされておらず、被保険者が負担すべき保険料とされていない。したがって、上記のとおり、特例法に基づき、標準報酬月額の改定若しくは決定、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われる範囲で、標準報酬月額に係る記録の訂正についてあっせんを行うものである。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(昭和 63 年1月、B社に名称変更。)における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A 社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 57 年 3 月 31 日である旨の回 答を得たが、同日まで勤務しており、資格喪失日は同年 4 月 1 日である。 厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年 金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の離職日は昭和57年3月31日と記録されており、また、複数の同僚の供述から、申立人は申立期間においてA社に勤務していたと認められる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立てに係る事業所を退職 後すぐに国民年金の被保険者となり、昭和57年4月から58年4月までの期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間については厚 生年金保険被保険者であったと認識していたと考えられる。

さらに、当時の社会保険事務を担当していた労務事務所に照会したところ、「当時の担当者が資格喪失日の記載を間違えたのだと思う。」との回答を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年2月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日を同年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和44年12月から46年5月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、44年12月から45年2月までの期間は5万6,000円、45年3月は5万2,000円、同年4月から46年2月までの期間は6万4,000円、同年3月から同年5月までの期間は7万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和44年12月から46年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月1日から46年7月30日まで

② 昭和46年7月30日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを確認できない旨の回答を得た。

A事業所には昭和 44 年 8 月 1 日から 46 年 8 月 5 日まで勤務し、突然の解雇となって 7 月分の給料をもらってから退職した。当時の給与明細書も残っており、最後の給料から厚生年金保険料を引かれているので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、給与の支給額よりも低く記録されているので、実際の支給額に合わせて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及び給与事務を担当していた同僚の供述から、申立人がA事業所に昭和46年7月31日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の給与明細書の保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和44年12月から45年2月までの期間は5万6,000円、45年3月は5万2,000円、同年4月から46年2月までの期間は6万4,000円、46年3月から同年5月までの期間は7万2,000円とすることが妥当である。また、昭和46年6月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、昭和44年12月から46年5月までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月26日から62年12月26日まで 厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申 立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A社において、昭和61年3月26日から同年12月25日までの期間及び62年7月1日から同年12月14日までの期間となっており、申立期間の一部の期間について勤務していたと認められる。

しかし、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「申立人は勤務していたが、当時の関係書類が無く、正確な勤務時期は不明である。」との回答を得ている。

また、申立人は、申立期間当時の同僚として5人の名前を挙げているが、 社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票による と、5人のうちの1人は加入記録が無い上、加入記録が確認できる4人も、 昭和62年1月16日までには同社で資格を喪失していることが確認でき、こ のうち、連絡が取れた者からは、「事業所の経営状態の悪化により、厚生年 金保険の加入が打ち切られたため、その後、私は同社に勤務しながら、国民 年金に加入していた。」との供述を得ている。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、上記健康 保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人に係る「被保険者証交付等 記録」欄には、健康保険被保険者証の返納年月日が「62.1.22」と記載されていることが確認できる。

なお、雇用保険受給資格者証の記録によると、申立人は申立期間中の62年2月11日から同年4月15日までの64日分について、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成14年5月1日から同年12月24日まで

②平成15年5月1日から同年12月30日まで

③平成16年5月1日から17年3月29日まで

④平成17年5月3日から18年3月29日まで

船員保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額で記録されていることが判明した。給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 すべての申立期間における標準報酬月額について、申立人は、月額 40 万円の報酬を得ていたとしているところ、事業主から委任を受けて社会保険事務所への届出業務等を代行していた漁業協同組合が保存している「船員保険被保険者資格取得届および標準報酬決定通知書」の控えによると、船舶所有者・A氏に係る申立期間①及び②の標準報酬月額は 30 万円、船舶所有者・B社に係る申立期間③及び④の標準報酬月額は 18 万円と記載されていることが確認できる。
- 2 申立期間①及び②について、船舶所有者のA氏は既に漁業を廃業している ことから、船舶所有者の家族に照会したところ、「当時の資料は無く、標準 報酬月額をどのように決めていたかは不明。」との回答を得ているほか、社 会保険庁の記録によると、申立期間①及び②における同事業所の船員保険被 保険者は申立人以外に一人しかおらず、その者の標準報酬月額は申立人と同

- じ30万円と記録されていることが確認できる上、当時の状況を照会したもの の回答は得られなかった。
- 3 申立期間③及び④について、船舶所有者のB社に照会したところ、「標準報酬月額は労働契約書、賃金に基づき算定していたと思う。賃金台帳等の関連資料は既に廃棄しており残っていない。」との回答を得ているほか、社会保険庁の記録によると、申立期間③及び④における同事業所の船員保険被保険者は申立人以外に一人しかおらず、その者の標準報酬月額は申立人と同じ18万円と記録されていることが確認できる上、当時の状況を照会したものの回答は得られなかった。
- 4 さらに、いずれの申立期間においても、申立人の収入、保険料控除等を証明する給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が存在しないことから、船員保険料控除額及び標準報酬月額の相違を確認することはできない。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間においてその主張する標 準報酬月額に基づく船員保険料を各事業主(船舶所有者)により給与から控 除されていたことを認めることはできない。